

◆ 安全衛生法等関係法令資格取得助成

必要な資格取得の為、事業者が負担した費用の一部を助成します。

【助成対象】 三重県内の営業所に従事している方が R6.4.1 ~ R7.3.31の間に資格を取得し、支払いが完了しているもの

【主な対象講習】 フォークリフト運転・玉掛け・はい作業・移動式クレーン運転・ボイラー実技等

対象技能講習一覧をご参照ください

【申請期間】 R6. 6. 3 ~ R7. 3. 31 (予算枠に達した場合、受付を終了します)

【助成金額】 資格取得に係わる費用(講習料・受験料)×1/3 (百円未満切捨て)

【申請書類】 取得及び支払い完了後に協会へ申請

①助成申請書

②内訳書

③資格取得の修了証(写)

④領収書(写)又は振込通知書(写)

④は原則会社宛であること(個人名では×)

【上限】

1名につき5千円

但し、1社につき10万円まで

注意

国または他機関が実施する助成制度等と併用できます。

(別 紙)

安全衛生法等関係法令に必要な資格取得内訳書

会社名 _____

番号	取得者名	資格取得機関	資格種類 (リフト・玉掛け・はい作業等)	資格取得年月日	助成金額 (100円未満切捨て)
1				年 月 日	円
2				年 月 日	円
3				年 月 日	円
4				年 月 日	円
5				年 月 日	円
6				年 月 日	円
7				年 月 日	円
8				年 月 日	円
9				年 月 日	円
10				年 月 日	円
助 成 金 額 合 計					円

※用紙不足の場合は適宜コピーをしてご使用ください

事業者が負担した（講習料+受験料）×1/3 【上限¥5,000】 1社につき10万まで